

規格・基準等の事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第 2 条 9.1
に基づくものである。

無線設備規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

無線設備規則の一部改正について

2 対象品名

5.2GHz 帯高出力データ通信システムに係る無線設備

3 趣旨及び目的

近年の無線 LAN のトラヒック増や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、無線 LAN の繋がりやすさを確保する観点から、5.2GHz 帯無線 LAN の利用拡大のための所要の基準を整備するために技術基準の策定を行うものである。

4 施行予定日

平成 30 年 6～7 月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話：03-5253-5886

6 意見提出期限

通報開始日より 60 日後